

一人親方(建設業)の 労災保険取扱いができます

建設業の会員さんの安心、安全を推進するため、一人親方の労災保険の加入手続きを、一般社団法人 荒川青色申告会と提携し、取扱いしています。

一人親方とは？

建設の仕事に従事していて、労働者を使用しないで事業を行うことを常態としている、具体的には下記に該当する方です

- ① 労働者を使わず、請負により仕事をしている人
- ② 労働者を使っても年間 100 日未満と見込まれる人
- ③ 家族だけで仕事をしている人

一人親方の労災保険と重要性

建設業の一人親方を守る、政府管掌で唯一の保険制度が、労災保険の特別加入制度です。現場において労働者と同じような仕事をしていても、「**一人親方は元請の労災保険の対象とならない**」となっています。それにより、現場に入る際に一人親方であれば、「労災保険の加入の有無」が仕事の受注にも大きく影響してきます。

『**自分の体は自分で守る**』がとても重要になります。



加入できる職種例

- | | | | |
|----------|------------------------------|-----------|-----------|
| ・ 足場組立工事 | ・ アルミサッシ取付工事 | ・ インテリア工事 | ・ A L C工事 |
| ・ 屋外広告工事 | ・ キッチン施行工事 | ・ ガラス工事 | ・ 外壁工事 |
| ・ 空調工事 | ・ サイディング工事 | ・ サッシ取付工事 | ・ 左官工事 |
| ・ 水道施設工事 | ・ 電気通信工事 | ・ たたみ工事 | ・ 造園工事 |
| ・ 大工工事 | ・ リフォーム工事 | ・ 冷暖房工事 | ・ 内装工事 |
| ・ 塗装工事 | ・ ハウスクリーニング
(建築工事に付帯するもの) | ・ L A N工事 | ・ とび工事 他 |

上記記載のない職種でも建設業であれば加入できます。(お問合せ下さい)



保 険 料

(円)

給付基礎日額	年間保険料
3,500	22,995
4,000	26,280
5,000	32,850
6,000	39,420
7,000	45,990
8,000	52,560
9,000	59,130
10,000	65,700
12,000	78,840
14,000	91,980
16,000	105,120
18,000	118,260
20,000	131,400
22,000	144,540
24,000	157,680
25,000	164,250

*給付基礎日額は労災保険の給付額を算定する基礎となります。

*保険料は料率改定により変更になることがあります。(H30.4現在)

主な制度内容

1. 国が行う公的保険制度で**安心・確実**
2. 保険料は**全額社会保険料控除**
3. 業務災害、通勤災害の治療費や入院費の**自己負担額 0**
4. **傷病が治癒するまで**給付継続
5. 休業補償は**給付基礎日額の80%**
(特別支給金含む)



給付基礎日額は
所得水準に見合った日額を設定します!!

事務手数料は年間 5,000 円

たとえば…

給付基礎日額 5,000 円の場合

保険料 32,850 円 + 手数料 5,000 円

= 37,850 円 / 年

*4月～3月の保険料となります。

年度途中のご加入はご相談下さい。

*既にめぐろ青色申告会の会員さんは、新たに当会会費はかかりません。

*めぐろ青色申告会へ入会されていない方の加入は、当会会費が必要となります。(入会金 2,000 円、月会費 1,000 円)

★専従者として働いている方もご加入できます★

**加入者証
お渡しいたします!!**



●ご加入の流れ

加入者(会員さん)の手続き

相談・申込
(職種の確認)
(給付基礎日額の決定)

*職種により、加入時健康診断
が必要な場合があります

加入者(会員さん)の手続き

加入届作成
保険料、手数料の納入

めぐろ青色申告会の手続き

青色申告会建設業組合
へ報告、納入
加入者証のお渡し
(労災保険に加入している証明)

青色申告会建設業組合の手続き

労働局・監督署へ
届出・申告、納入

ご加入を希望される方
詳しい話を聞いてみたい方!!
既加入で変更をご検討の方!!



下記へお問合せ下さい

03-3713-1141

(一財)めぐろ青色申告会

目黒区中目黒 5-28-3

担当 木戸

* 当会は厚生労働省の認可を受けた労働保険事務組合です。
一人親方以外の事業所で、従業員、アルバイトを雇用している
場合の労災保険・雇用保険の加入手続きを行っています。

● 労災事故が起こった場合の労災給付請求(業務災害・通勤災害)

起こって欲しくない労災事故ですが、万が一起こってしまった場合
必要な治療を無料で受けることができます。

1. 治療を受けた**病院の窓口**で『**労災でお願いします**』とお伝えください。

労災指定病院と労災指定外病院では請求方法が異なりますので、できるだけ労災指定病院での受診をお勧めします。

労災指定病院の場合…「様式5号 療養補償給付たる療養の給付請求書」を医療機関へ提出すれば、療養費の支払はありません。
初診時に給付請求書が用意できない場合も、後日書類を提出(医療機関)することで不要となります。

指定病院でない場合…一旦療養費の立替払いとなりますが、後日、労働基準監督署に書類を提出し費用を請求します。

2. 目黒青色申告会へご連絡下さい

申請用紙、請求方法をご案内します。
直接、病院等へご提出いただきます。

国民健康保険に加入している一人親方は、業務災害でも保険証は使えますが、受診の際は**3割の自己負担金を支払わないといけません。**
治療や通院の度に支払いが発生します。

● 労災保険給付の種類(一部抜粋)

《例》 給付基礎日額 10,000 円を選択、休業 20 日
《例》 障害等級第 1 級に該当する障害が残った場合

療養補償給付

必要な治療が無料

休業補償給付

休業補償として休業 4 日目以降 1 日当たり
休業補償費 6,000 円 (給付基礎日額の 60%)
特別支給金 2,000 円 (給付基礎日額の 20%)
 $(6,000 \text{ 円} + 2,000 \text{ 円}) \times (20 \text{ 日} - 3 \text{ 日}) = 13 \text{ 万 } 6 \text{ 千円}$
(4 日目以降給付の為)

障害補償給付

障害(補償)年金 10,000 円×313 日=313 万円
障害特別支給金(一時金) 342 万円

《その他お亡くなりになった場合》

遺族補償給付

葬 祭 料

上記の保険給付、特別支給金が支給されます